

令和2年 第1回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和2年1月17日（金） 14時55分～16時45分	
場	所	阪南市役所 全員協議会室	
出席者		〈教育委員会〉 教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之	
		〈事務局（生涯学習部）職員〉 部 長 伊 瀬 徹 理 事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校給食センター所長 河 野 貢 学 校 教 育 課 長 丹 野 恒 副理事兼生涯学習推進室長 尾 崎 知 行 尾 崎 公 民 館 長 榎 谷 篤 東鳥取公民館長 國 見 千 春 西鳥取公民館長 熊 本 将 図 書 館 長 加 藤 靖 子 教育総務課長代理 吉 見 勝 吾 学校教育課課長代理 花 元 英 夫 学校教育課課長代理 大 辻 秀 樹 生涯学習推進室長代理 岡 田 一 生涯学習推進室長代理 木 村 浩 之 図 書 館 長 代 理 井 上 真 理	
事務局		教育総務課主査	中 山 直 子
書記		教育総務課主査	中 山 直 子
傍聴者		1名	

会議の要旨

(教育長)

令和2年第1回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に鎌田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和元年第12回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和元年第12回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

承認について、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

3点確認したい。①学校のICT環境整備の進捗状況にかかる財政部局等との協議は進んでいるか。②学力向上のための取組のうち、先進校の元校長等をアドバイザーとして派遣することや、スクール・サポート・スタッフの配置は来年度実現できるのか。③学力向上とともに取り組むべき働き方改革には、事務の効率化が欠かせない。近隣でも、教職員が一人1台のPCを持ち、各校にサーバーを置いて校内LANを整備し、セキュリティ対策を行って、児童生徒の名簿の共有や指導要録の電子化、通知表の電子化による渡しきりなどを実施している学校がある。事務を効率化すれば、教員が子どもたちと対峙する時間が増えると考ええる。

(教育総務課長)

①について、来年度のICT関連の当初予算は、年末の総務部長内示では予算化が見送られたため1月15日に復活要求のための市長ヒアリングを行ったが、国等の動向を見据えるべく、継続協議することとなった。

(教育長職務代理人)

復活要求が通り、予算化されることを望む。

(教育長)

文部科学省も、経済産業省も「PCは文房具である」という方針である今、ICT環境の整備は絶対に進めていかなければならないので、最善を尽くされたい。

(学校教育課長)

②について、アドバイザー派遣は今年度も実施しており、先進校の元校長等に学校に複数回来ていただいて授業観察等を実施のうえ、授業者や学校に対し授業改善に向けたアドバイス等をいただいている。次年度も同様に実施していく所存である。また、スクール・サポート・スタッフの配置については、その名称ではないが、学校事務を補助できる人材を確保するため、子ども支援員にかかる予算要求を行っている。先述のICT事業と同様、総務部長内示では十分な予算措置

がなされていないため、復活要求しているところである。

(教育長職務代理人)

スクール・サポート・スタッフのような役割を担う職員は、増える見込みか。

(学校教育課長)

国のスクール・サポート・スタッフ事業の補助金を活用できればと考えているが、もし受けられなくても、市単独事業として子ども支援員の業務に学校の事務補助を加え、学校の事務を補助してもらいたいと考えている。

(教育長職務代理人)

そのことが教職員の働き方改革に寄与することを願う。

(教育長)

働き方改革により、教員と子どもが関わる時間を確保することは、ねらいの一つでもある。必要な人員の確保に向け、努められたい。

(生涯学習部理事)

③の校務支援システムについて、整備すれば事務処理を効率化できることは承知しているが、本市の財政事情等を踏まえると、すぐの導入は困難である。

働き方改革については、本市でも現在実施している一斉退勤日、ノークラブデー、学校閉庁日について、教育委員会名で来年度当初に保護者や地域の皆様にプリントを配布して一層の理解を求める予定である。また、電話の自動応答システムの導入についても、調査・研究しているところである。

(教育長職務代理人)

私も学校現場にいる時には、年度末の指導要録の作成に大変な労力を費やした。万全のセキュリティのもと、電子化できれば教員の働き方改革につながると考える。また、通知表を電子化して渡しきりにする学校も増えてきたが、阪南市ではいかがか。

(生涯学習部理事)

近隣市の状況は把握しているが、市の財政状況を踏まえ、最小限のコストで最大の効果を生む方法を調査・研究していきたいと考えている。

(教育長職務代理人)

できるだけ早く進められたい。

(教育長)

他に、意見、質問等ないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。
(教育総務課長)

令和元年12月2日から12月27日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人岸和田健老大学主催「NPO法人岸和田健老大学 市民公開講座」である。5月19日にサラダホール・大ホールにおいて健老大学の学生と一般の方を対象に、参加費無料で講演会と箏曲演奏会が行われる。

2件目は、宮城復興支援センターが2月から8月にかけて計3回実施する「国際交流&イングリッシュキャンプ」である。小学生を対象に、丹波少年自然の家や和歌山県立白崎青少年の家で実施される1泊2日または2泊3日のキャンプで、外国人留学生との国際交流や、野外活動などを行う。一般の小学生は有償だが、被災児童は無償で参加でき、また余剰金は希望する小学校への無償出前授業に活用されとのことである。

3件目は、一般社団法人大阪府ノルディック・ウォーク連盟主催「大阪府ノルディック・ウォークフェスタ2020～ビーチ・ノルディックせんなん里海公園～」である。4月19日、大阪府立せんなん里海公園で開催し、「海岸線の砂浜を歩くことによる健康増進効果」を発信することを目的としている。

これら3件の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「子ども・子育て会議について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「子ども・子育て会議について」教育総務課の報告を求める。
(教育総務課長)

12月19日に平成31年度第4回阪南市子ども・子育て会議が開催されたので、報告する。議題は、(1)阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理について、(2)阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、(3)第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、(4)その他である。

今回の会議では、議題(1)において平成30年度における各事業の実績について報告があったため、通常の事務局職員に加え、各事業担当課から職員が出席した。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

資料1の2頁「2次代の親の育成」の「6世代間・地域交流事業」の評価は「A」となっているものの、平成29年度決算、平成30年度予算・決算欄が全て「―」となっている。これは予算措置なしで実施している事業なのか。

(学校教育課長)

学校教育課予算で1協議会につき年10万円の補助を行っており、本事業の内容の一つ、地域教育協議会のフェスタの開催費用の一部として使われている。ただ、ここでは「世代間・地域交流事業」として各校園で実施しているフェスタ以外の交流行事も含んでおり、補助金は本事業のためのものとはいえないため、「―」と記載しているものである。

(教育長職務代理人)

地域教育協議会のフェスタは、年々参加者も増えており、世代を超えた地域交流に資していると感じる。ぜひ続けていってほしい。

次に、資料1の5頁「1母子の健康の確保」の「29こんにちは赤ちゃん事業」は、市として子育て世帯をサポートする大事な事業であるが、これも決算・予算欄が全て「―」となっている。訪問時に保健師等が手渡し冊子等作成にかかる費用は計上しなくてよいのか。

(教育総務課長)

本事業は、事業概要にもあるとおり、市職員が赤ちゃんのいる家庭を訪問する事業である。この事業を紹介している印刷物としては、こども家庭課で数年に一度国の交付金を活用して作成する「はんなんDEあんしん子育てガイド」という、必要な情報をまとめたものがある。

(教育長職務代理人)

母子が孤立していないか、育児のストレスで虐待が発生していないかなどの確認のためにも有効な事業である。訪問・面接しなかった2名についても他機関管理中との記載があり、結果、市が全ての出生児の状況を把握できているのは評価したい。

(教育長)

ただいま教育総務課長から示された「はんなんDEあんしん子育てガイド」は教育と福祉の枠を越えて連携したものとなっている。各家庭にはあるはずだが、学校の教職員にも見てほしいし、本会議の理事者も認識しておいてほしい。

(教育長職務代理人)

資料3裏面、補足給付事業について、「文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用」とある。小学校入学時の物品購入費用を補助する制度があったかと思うが。

(教育総務課長)

今年度開始した就学援助制度の一つに、入学準備費というものがある。従来は、小学校入学後に就学援助が認定された場合に新入学児童学用品費を支給してい

たが、入学前に支給できるようになった。

ただ、この資料で述べているのは未就学児のいる保護者への助成であり、文房具等は生活保護世帯、給食のおかず代については年収 3 6 0 万円未満の世帯または第 3 子以降について免除されるというものである。

(教育長職務代理者)

では、入学に必要な物品の費用助成は、全ての世帯が対象となるわけではないということか。

(教育総務課長)

入学準備費には所得の要件があり、文房具等の費用については生活保護世帯を対象としている。

(教育長)

確認したいのだが、入学準備に必要な物品購入費の助成は、入学後よりも入学前にした方が保護者は助かるということで、小学校については今年度から入学準備費の制度が始まった。中学校入学についてはどうか。

(教育総務課長)

中学校入学前に支給する入学準備費の制度は、昨年度から始まっている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第 3 号「阪南市における不登校の状況について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第 3 号「阪南市における不登校の状況について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

前回の会議で、より詳細な報告が必要とのご指摘をいただき、改めて報告するものである。花元学校教育課長代理より報告する。

(花元学校教育課長代理)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

前回は本市の人数だけだったが、今回は全国や府の数値も示されており、比較できるので阪南市の状況がよくわかる。

1 2 月時点での 9 0 日以上欠席者数は、平成 2 8 年には 2 1 人だったのが、令和元年には 4 0 人と、ほぼ倍増している。特に小学校の増加が著しい。この共通認識のもと、課題に対処していかなければならない。また逆に、中学校は平成 3 0 年度 3 月時点で国や府の割合を下回っていることもわかった。

前回は、不登校が増加する一般的な要因についての説明があったが、それだけ

では十分な説明はできないはずで、個別の事例を詳細に検証する必要があると考える。今回報告された資料にはきちんと記載されており、やはり個々に原因があることがわかった。

また、以前は小学4年生以降に勉強が急に難しくなったり友人関係が複雑化したりして不登校児童が増えたものだが、各学年の年度別推移のグラフから、現在は比較的低学年でも不登校の児童が急増する傾向にあることが見てとれる。この原因はどのように分析しているか。

(花元学校教育課長代理)

原因はそれぞれあるが、家庭環境に起因するものと、きょうだいの不登校につられていっているものが多いと分析している。

(教育長)

きょうだい関係によるものが多いということは、私も学校現場で感じたことがある。

(教育長職務代理者)

不登校は、将来ひきこもりにつながるおそれがある。

個々の要因を記した表に「精神的な病」というカテゴリがあり、その中に「神経症的」という表現があるが、これはどういった状態なのか。また、「昼夜逆転」はどのような状況にあるのか。

(花元学校教育課長代理)

「精神的な病」、「神経症」という表現は、医師から無理に登校すべきでないと診断されているものであり、診断名としてよく聞くのは、「起立性調節障害」である。また、神経症としては対人恐怖の部類に入ると思われるが、「外に出ることができない」や、「他者とすれ違うことも避けるような状態にある場合」を分類している。

昼夜逆転は、ケースとして岸和田子ども家庭センターに相談しているものもあれば、ゲームに依存している場合もある。

先日、ひきこもりを経験された方のお話を聞く機会があったが、ゲーム依存が先にあるのではなく、「やることがなく、夜起きているだけ」や「やることがなくてゲームをしているだけ」という状態のほうが圧倒的に多いとのことである。自信を回復させ、ほかの人とコミュニケーションをとり、外で遊ぶなどができるような状態になれば復帰が見込めると聞いた。

精神的な病や神経症に分類したケースについては、個々のケースによって対応が分かれる。対応策の一つとして、保護者の了解のもと、学校がともに病院の医師から今後の指導の方向性について助言していただくということもある。

また、発達の遅れや発達の凹凸が見られる場合は、学校教育課で任用している教育支援相談員や市の特別支援教育コーディネーターの先生方と連携し、適切な支援を計画し、実施している。

(教育長職務代理者)

不登校になっている子どもたちの家庭と、学校などとの連携はできているのか。

(花元学校教育課長代理)

学校との関係が完全に断絶された家庭というのではないが、家庭と学校の距離が遠くなったために連絡が取りにくくなっているケースはある。そういった家庭と唯一つながりがあるのが学校というのは危険な状態であるため、現在、成年の引きこもりに対応している関係機関と協議を重ね、どのようにアプローチできるかについて、検討しているところである。

(教育長職務代理者)

P D C Aサイクルを活用して、個々の事情に応じて試行錯誤して議論を重ね、子どもの信頼を得て背中を後押しし、不登校状態が解消されることを最終目標としなければならない。ただ、学校だけが強く出ても反発する家庭もあるため、関係機関からの多角的なアプローチが有効であると考えている。

(学校教育課長)

当課としてもその重要性は認識しており、任用しているスクールソーシャルワーカー、通称S S Wが、各校において、本人だけではない種々の課題を抱える子どもが何かの兆候となる言動をとっていないかの掘り起こしを行ったり、教員に聞き取ってケース会議を開いて福祉へつなげたり、家庭への対応の設計に関わったりしている。現在、来年度のS S W配置事業の拡充に向けて予算要求を行っている。

(教育長職務代理者)

そういったことを継続して行うことが不登校の子どもたちの安否確認につながる。引き続き個々のケースに応じた対策を講じられたい。

(八田委員)

資料中、長期欠席者の内訳として、「精神的な病」を含めた「③不登校」と、「①病気」とは別に計上されている。「精神的な病」と「病気」はどのように分けているのか。

(花元学校教育課長代理)

過去に診断を受けているもの、学校の見立てで神経症の症状であると推察されるものは「③不登校」に入るが、医師の診断を受けて治療をしている、あるいは医師から登校を止められて欠席している場合は「①病気」に計上している。

(八田委員)

では、「④その他」17件はどのような理由があるのか。

(花元学校教育課長代理)

理由は様々で、家事都合、旅行、海外への一時帰国や、非行、怠学も含まれる。

(教育長)

非行や怠学は不登校の分類の一つではないのか。

(花元学校教育課長代理)

現在、不登校とは、学校に行きたくても行けない状況にあるものをいい、自発的に「行かない」場合は、不登校としては扱わないことになっている。

(八田委員)

資料中、個々の不登校の「状況」を書いているのは、担任の教員か、生徒指導の教員か、保護者か。

(花元学校教育課長代理)

一覧表中、「状況②」欄で分類別にまとめたのは学校教育課であるが、右の「状況」欄に記載している個々の理由は、まず担任教師が子どもの状況について記録して生徒指導に報告し、それを受けた生徒指導が精査し、学校として市教育委員会へ報告したものである。

(鎌田委員)

病気等でやむを得ない場合を除き、子どもたちが不登校となる前に、学校として、担任として、未然に防ぐ方策はなかったのか。現行のスクールカウンセラーやＳＳＷで対応できているのか、不足はないのか。

(花元学校教育課長代理)

スクールカウンセラーとＳＳＷという専門家から学校がアドバイスをいただき、子どもたちや保護者に適切に支援できるようになったのはここ１０年ほどのことで、ここ数年でさらに活用しようという動きがあり、小学校では必要時の派遣型から配置型への切り替えが進んできた。

スクールカウンセラーについては、府費で各中学校に１人ずつ計５人、小学校には市費で２人配置しているところである。しかし、資料で示したとおり小学校低学年からの支援が必要であることがわかってきたこと、また教職員からのニーズの高まりを受け、来年度は小学校のスクールカウンセラーを現行の倍の４人配置するべく、予算要求を行っているところである。

また、ＳＳＷについては現在市全体で２人の配置であるが、府教委は全中学校区に週に１度派遣することが望ましいとしており、各中学校区に１人ずつ計４人配置するための予算措置を求めている。

(鎌田委員)

不登校の個別の資料を見ていると、学校には通えないが通級指導教室やサリダへは通えるという子どももいる。サリダは現状で充足しているか。午前中のほうが生活リズムに合うから開室してほしいという保護者からの要望も聞く。その他、改善すべき課題はあるのか。

(花元学校教育課長代理)

適応指導教室サリダは、現在、指導員１人、補助指導員２人の計３人で運営しているが、３学期には１０人の申込みがあった。１人の補助指導員に対しては子どもが２人までが望ましいとされていることから、来年度補助指導員を４人に増やすための予算要求を行っているところである。

現在のぎりぎりの体制では難しいが、４人に増えれば午前中の開室も含め、サリダの運営について根本的に見直したいと考えている。

(鎌田委員)

現在サリダには小学生も中学生も通っているが、それぞれが通いやすい場所があれば、より望ましいと考える。

(教育長)

サリダは、不登校の状態から脱するためのステップとして一定の評価がされているが、そのあり方について、中長期的にはどう考えているか。

(学校教育課長)

サリダの利用者はここ数年で増えつつあり、かつては中学生の利用が中心であったが、最近は小学生の増加が著しい。また、現施設・現職員体制で十分に対応することが困難になってきているのは事実である。今後は開設場所や時間、職員体制について検討していきたいと考えている。

(辻委員)

教育委員同士で話し合う際には、必ず不登校の話題が出る。我々委員の危機感を汲み取っていただき、対応されたい。

(教育長)

前回の会議でも少し出たが、教職員が保護者に寄り添っていかうとしても、教職員が若いと保護者は頼ってくれないことがあるとのこと。阪南市でも若い教員は増えており、気がかりだが、現状はどうか。

(花元学校教育課長代理)

阪南市では児童生徒の保護者より担任教師が年下であるケースが多い。市教育委員会の教育相談の際など、保護者から「先生が一生懸命なのは伝わるが、どこまで頼っていいかわからない」、「いい先生だと思うが若くて経験が少ないようで」、といった声を聞くことがある。若い教員が年配の教員や専門家のアドバイスを十分に活用できずにうまく対応できていないため、あるいは学校内で経験の少ない教員のサポートをうまくできていないため、保護者に不安と不満を感じさせ、教育相談として挙がってくるのだと推察する。

(教育長)

それを解消するにはポイントが2つある。まずは、若い教員に研修を受けてもらったり、経験豊かな教員の知見をしっかりと伝えたりして不登校に対する対応力を高めること。さらに、旧来は不登校には担任教師中心で対応していたが、子どもや保護者と合う・合わないという相性があるため、合わないのであれば思い切って担任をその件からはずし、子どもといちばん話しやすい教職員を入れて保護者とスクールカウンセラーとでチームを編成し、子どもにとってベターな人間関係の中で対応していくことである。担任が先頭を切って対処しようとする人が多いが、担任は家庭にとって学校そのものであり、若い教員がかえって高い壁となってしまうことがある。

(教育長職務代理者)

学校で教室以外の場所、例えば保健室や校長室なら行くことができるという子どももいる。また本会議の理事者には施設の管理者も多いが、公民館や図書館などの施設や、サリダも、不登校の子どもたちを受け入れ、ホッとできる環境であってほしい。

何年か前、耐震化事業の際に校舎がきれいになったことで子どもたちの意識が

変わった。きれいになったことを喜び、自分たちのためにしてもらったんだ、校舎を汚してはいけない、という意識が芽生え、自尊感情が高まった。よって、ハード面からの環境整備もぜひ考慮してほしい。

不登校とは行きたくても行けない状況とのことだったが、それが家族関係に起因するものであるなら虐待に、また、友人関係のもつれならばいじめにつながっていく可能性があるが、子どもたちの状況は把握できているか。

(花元学校教育課長代理)

現在、重度の虐待が原因で不登校に陥っているものはない。しかし、家庭での保護者の支援が非常に弱く、ネグレクトに分類され、要保護児童対策連絡協議会でケース管理をしていたり、家庭内での居場所がなく、不登校の状態から一時保護されたりするケースなどもある。各ケースの具体的な内容をこの場で話すことはできないが、重篤な虐待のケースが単なる不登校として扱われていることがないように、虐待担当課とも連携している。

次に、いじめ事案についてであるが、長期欠席の理由がいじめにあって重大事態として対応すべき案件は、平成29年に1件、平成30年度に2件あったが、どれも学校の調査段階で終わっている。在校生では、事実確認ができず、重大事態に発展している事案はない。

(教育長)

不登校は、未然防止と休み始めの初期対応が非常に重要である。その対策に集中的に尽力してほしい。資料を見ると、不登校の子どもが減っている、つまり学校復帰した子どもがいる学年があることがわかるが、それは何らかの対策を講じているためだと思われる。効果的だった手段を蓄積し、分析して、教員みんなで共有すればよいのではないか。状況改善のための具体的な手立てを実践して、子どもたちの登校を促してほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

＜教育総務課＞

1月21日 第9回鳥取中学校・尾崎中学校統合推進会議

＜学校教育課＞

1月22日 作文・川柳コンテスト表彰式

1月25日 幼稚園フェスティバル

- 2月 7日 海洋教育実践報告会
- <生涯学習推進室>
- 1月12日 令和2年成人式
- *対象者574名のうち、450名が参加
- 1月18日～まち案内ボランティア講座（全6回）
- <尾崎公民館>
- 1月17日 ひきこもり支援実践講座 フォローアップ編①
- 2月14日 ひきこもり支援実践講座 フォローアップ編②
- <東鳥取公民館>
- 1月24日 第3回公民館運営審議会
- *中央公民館体制の整備について
- <西鳥取公民館>
- 1月26日 新春コンサート
- <図書館>
- 毎週木曜日 マスターズカフェ（認知症C a f e）
- *12月27日の読売新聞夕刊で紹介された。
- 1月25日 市民ワークショップ「あしたの図書館」第2弾

（教育長）

ただいまの報告について、意見、質問等はないか。

（全委員）

質問等なし。

◆その他（教育長）

（教育長）

その他、何かないか。

（教育長職務代理者）

今年度、本市の小中学校の始業式は1月8日だが、堺市は1月6日、大阪市は1月7日とのことである。今後本市でも早める予定はあるのか。また、昨年7月の定例教育委員会でも議題に上ったが、8月の最終週の月曜日から2学期の授業を始める市町が増え、8月の最終週は夏休みではないというのが一般的になってきたため、将来的には規則改正の可能性も含め検討するとのことであった。来年度に向けて、教職員の働き方改革と併せて考えるべきかと思うが。

（学校教育課長）

当課では、夏季休業や冬季休業の短縮等について、これまでも近隣市町の動向等を探りながら検討してきた。ただ今教育長職務代理者からご指摘のあった大阪市の始業式は、今年度は1月7日に行ったが、令和2年度からは冬季休業を延長して1月8日にすることになったという記事が、12月11日の新聞に掲載され

ていた。理由は「教員の負担軽減」とのことである。授業時数確保も必要だが、一方で教員の働き方改革への動きも日に日に大きくなってきており、国や府の動向をはじめ、情報をしっかりと集めながら、慎重に検討していきたいと考えている。

(教育長)

他に、何かないか。

(八田委員)

先ほど市民ワークショップ「あしたの図書館」の行事報告があった図書館について、現在、指定管理者制度導入が議論されていると思うが、慎重に進めなければならぬと考える。そこで、いくつか質問したい。

図書館は収入がない。そのため、指定管理者制度導入による効果を生むためには人件費を削減するしかない、という短絡的な考えは生じていないか。

(図書館長)

図書館法により「図書館の利用は無料」となっていることからのご質問かと思う。図書館費の中で最も大きいものは人件費である。市の財政難から、これまでも資料費やデータベース、講座開催に伴う講師謝礼等、少しずつ削減してきたが、これ以上の経費削減となると、人件費しかないのはご指摘のとおりである。

本市の図書館では、平成15年度から図書館ボランティア制度を導入し、かつては職員のみで行っていた本の修理や書架の整理などを、多くの市民がボランティアとして職員とともに楽しみつつやってくださっている。平成13年度には正職員9人で運営していた図書館だが、今年度は正職員5人、再任用職員1人で運営している。そのような状況での指定管理者制度導入は、慎重に検討したいと考えている。

(八田委員)

私は人が財産だと思う。現在の図書館も館長のもと、たくさんのボランティアの方が協力してくださっている。図書館職員からも地域のボランティアの方からもいろいろ話を聞く機会があるが、みなさん現館長の人柄や知識を尊敬してついていっていると言われる。その能力は、知識と経験によって培われるものである。指定管理者制度を導入しても、長期的にそのような職員が育ちやすい環境がつくっていただけるのか。

(図書館長)

委員ご推察のとおり、職員の能力は、知識や経験の蓄積と、研修等の研鑽によって培われるものである。私を含め図書館職員はみな、市民の皆様の読書意欲に応えることや、レファレンスという調べもののお手伝いをする中で、日々鍛えられ、さらに、研修に参加することで新たな知識を得たり他の図書館の事例を研究したりして、日々の業務に生かすよう努めている。指定管理の図書館のスタッフであっても、図書館司書の職責には同様の努力が伴うと考えるが、どこの自治体でも指定管理期間がおおむね5年であるため、運営者が変わると新しい指定管

理のスタッフがその図書館の蔵書が分かるようになるまでに、多少の混乱があると聞いている。

指定管理者制度を導入しても、図書館司書を配置して市民サービスが低下することのないよう、運営すべきと考える。

(八田委員)

図書館は社会教育のための施設であり、本を貸すだけではなく、資料の収集や整理、保存など多くの重要な役割を担っている。交流と読書だけを目的とするなら指定管理でよいと思うが、図書館の役割はより広い視野で考えるべきだと考える。もちろん、業務の効率化を図ることができ、住民サービスの向上もでき、なおかつ経費が少なく抑えられるのであれば、それは大きなメリットだとは思いますが。指定管理者制度導入については、十分な議論を尽くされたい。

(図書館長)

社会教育施設としての図書館の役割は、社会教育法並びに図書館法によって規定されており、指定管理者制度を導入しても変わることはない。しかしながら、公立図書館の運営に際しては、阪南市に限らず、指定管理者制度導入について慎重論が存在する。

例えば、指定管理者制度の導入によって事業経費を削減した自治体には地方交付税を算定する際に一定の配慮、つまり交付税の上乗せをする、総務省の「トップランナー方式」という、民間委託等を促進するための制度がある。しかし図書館に関しては、「定型業務と異なること、教育や調査研究、子育て支援といった政策的な役割を持っていること、専門性の高い職員を長期的に育成確保する観点から、導入が進んでいないことを踏まえて、このトップランナー方式を見送る」という見解を、2016年に当時の高市総務大臣が示している。また指定管理から直営に戻した自治体も複数ある。

これらの状況を踏まえ、本市においても指定管理者制度導入については慎重に検討を進めていきたいと考えている。

(八田委員)

図書館に人が集うというのは、安定した文化行政の表れだと思う。安かろう、悪かろうの指定管理者制度導入になってしまえば市民の心がすさんでしまう。慎重な議論をお願いします。

(教育長)

12月に実施した「あしたの図書館」の講演とワークショップは、私も参加したが、岡本真氏は素晴らしい講師で、図書館の将来を考える上で非常に有意義なワークショップであった。総務省地域情報化アドバイザー派遣という制度を活用している点も、高く評価する。第2回目からの参加も歓迎とのことなので、委員のみなさんもぜひご参加いただきたい。

私から一点確認したい。

年が明け、鳥取中学校と尾崎中学校の統合が数か月後に迫っているが、鳥取中学校の増築工事は遅滞なく進んでいるのか、また統合の準備は順調か。

(教育総務課長代理)

増築工事は、若干の遅れはあるものの、工期内の完成を予定しており、また備品購入など統合の準備も順次進めており、今のところいずれも問題はない。

(教育長)

過去に工期がずれ込んだことがあって心配していたが、安心した。引き続きよろしく願います。

指導面でも問題はないか。

(学校教育課長)

今年度は両校の生徒たちと教職員の交流を行ってきた。現尾崎中学校の生徒は4月以降鳥取中学校へ自転車で行くことになるが、鳥取中学校の教員が尾崎中学校へ行って自転車の安全な運転方法について指導するなどしている。

(教育長)

統合直前の3月の定例教育委員会でも、再度報告されたい。

他に、何かないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

今回の令和2年第2回定例教育委員会は、令和2年2月21日(金)午後2時00分から第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和2年第1回定例教育委員会を閉会する。

以上